

2-2. 総合課税(2)

[譲渡所得(総合課税)]

(1) 総合課税の短期譲渡所得 (総合短期)

① 譲渡損益 = 譲渡収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額50万円※
※控除しきれない場合は「総合長期」から控除する。

② 譲渡所得の対象となるもの
土地等・建物・株式等以外の資産の譲渡

③ 取得費
資産の購入価格 + 改良費 - 減価償却費相当額
(時の経過により価値が減少する資産)

④ 課税総所得金額
課税総所得金額 = 譲渡益

(2) 総合課税の長期譲渡所得 (総合長期)

① 譲渡損益 = 譲渡収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額※
※「総合短期」から控除しきれない額があれば、その残額を控除する。

② 課税総所得金額
課税総所得金額 = 譲渡益 × 1/2

(3) 短期譲渡所得、長期譲渡所得の判定

資産の取得日から譲渡した年の1月1日時点までの所有期間が5年超なら長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となる。

[一時所得]

(1) 一時所得＝収入金額－支出金額※－特別控除額(最高50万円)

※その収入を得るために直接支出した金額

(2) 一時所得の内容

- ① 懸賞の賞金・賞品、福引の当選金
- ② 競馬の馬券の払戻金
- ③ 生命保険契約に基づく一時金、損害保険の満期返戻金
- ④ 法人からの贈与により取得する金品

特徴: 「一時的・対価性なし・資産の譲渡性ない・営利目的の継続的行為でない」もの

(3) 一時所得として課税されないもの

- ① 相続、遺贈または個人からの贈与により取得したとみなされるもの
- ② 身体の障害または心身の障害に基因して支払いを受ける保険金等
- ③ 資産の損害に基因して支払いを受ける保険金等
- ④ 相当の見舞金

(4) 一時所得の課税方法

- ① 総合課税・・・原則として他の所得と合計して総合課税の対象となる。

課税総所得金額＝一時所得の金額×1/2

- ② 源泉分離課税・・・懸賞金付定期預金、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益

(保険期間が5年以内のものや保険期間が5年を超えるもので保険期間等の初日から5年以内に解約されたものの差益)のうち一定のものについては20%(所得税15%・住民税5%)による源泉分離課税が行われるため、確定申告の必要はない。

[雑所得]

(1) 雑所得の金額＝公的年金等に係る雑所得金額(公的年金等の収入金額－公的年金等控除額)＋その他の雑所得金額(総収入金額－必要経費)

(2) 雑所得の対象となるもの

他のどの所得にも該当しないもので次のようなもの

- ① 公的年金等
- ② 個人年金
- ③ 公社債の償還差益
- ④ 定期積金、相互掛金の給付補てん金
- ⑤ 抵当証券の利息
- ⑥ 事業としてではない原稿等の報酬など。

(3) 課税されない雑所得

- ① 死亡した人の勤務に基づいて遺族が受ける年金・恩給
- ② 心身障害者扶養共済制度に基づく年金
- ③ 文化功労者年金など

(4) (参考)公的年金等控除額の速算表(平成17年以降～)

① 65歳未満

130万円未満……………70万円

130万円以上410万円未満…年金等の収入金額×25%+375,000円

410万円以上770万円未満…年金等の収入金額×15%+785,000円

770万円以上……………年金等の収入金額×5%+1,555,000円

② 65歳以上

330万円未満……………120万円

330万円以上410万円未満…年金等の収入金額×25%+375,000円

410万円以上770万円未満…年金等の収入金額×15%+785,000円

770万円以上……………年金等の収入金額×5%+1,555,000円

(5) 雑所得の課税方法

- ① 原則として他の所得と合計して総合課税の対象になる。
(原稿料、年金で源泉徴収されたものは申告によって精算する。)
- ② 割引債の償還差益(18%の所得税)及び金融類似商品(定期積金の給付補てん金、抵当証券の利息など、所得税15%住民税5%)は源泉分離課税のみで完了する。

● 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の適用対象に、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成17年7月1日以後に金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引をし、かつ、その取引所金融先物取引の差金等決済をした場合のその差金等決済に係るその取引所金融先物取引による事業所得及び雑所得が加えられます。

【旧】…雑所得として総合課税

【17年7月1日以後】

…申告分離課税(所得税15%、住民税5%)、損失の3年間繰越控除有り

● 外国為替証拠金取引(FX)の課税関係

外国為替証拠金取引(FX)には、店頭取引と取引所取引(市場デリバティブ(金融商品取引所の開設する金融商品市場で行われる取引))とがあり、いずれの取引かによって、課税関係が異なります。

(1) 店頭取引の場合

イ 差金決済による差益が生じた場合

一般的には、雑所得として総合課税の対象となり、課税総所得金額に応じた税率で課税される。

ロ 差金決済による差損が生じた場合

上記イのとおり、一般的には雑所得として、雑所得内での損益の通算は可能だが他の各種所得の金額との損益通算はできない。

なお、「先物取引に係る雑所得等」との損益通算はできません。

(2) 取引所取引の場合

イ 差金決済による差益が生じた場合

他の所得と区分し、「先物取引に係る雑所得等」として、所得税15%(地方税5%)の税率で課税される(申告分離課税)。

なお、「先物取引に係る雑所得等」とは、一定の先物取引による事業所得の金額及び先物取引による雑所得の金額の合計額をいいます。

ロ 差金決済による差損が生じた場合

他の「先物取引に係る雑所得等」と損益の通算は可能ですが、「先物取引に係る雑所得等」以外の所得の金額との損益通算はできない。

しかし、他の「先物取引に係る雑所得等」と通算してもなお引ききれない損失の金額は、一定の要件の下、翌年以後3年内の各年分の「先物取引に係る雑所得等」の金額から控除することができる。

【チェック問題】

1. 土地等・建物以外の譲渡については総合課税となる。
2. 事業所得の計算上、事業税は必要経費に算入できる。
3. 減価償却の法定償却方法は定率法であり、強制償却である。
4. 個人の交際費については法人の場合と異なり、全額を必要経費とすることができる。
5. ゴルフ会員権の譲渡は総合課税されるが、長期・短期の判定は譲渡日の属する年の1月1日時点での所有期間により判定しなければならない。
6. 総合課税の譲渡所得の特別控除の上限は100万円であり、短期譲渡所得から先に控除し控除しきれない場合は更に長期譲渡所得から控除する。
7. 総合課税の長期譲渡所得は他の所得と合算される際に、1/2されて合算される。
8. 一時所得の特別控除の上限は50万円である。
9. 公的年金等控除額は本人の年齢が70歳以下か70歳以上か及び収入金額によって控除金額が異なる。
10. 生命保険の解約返戻金は雑所得の対象となるが、公的年金ではないため公的年金等控除はない。

【解答、解説】

1. × 株式等の譲渡についても分離課税となる。
2. ○ その他固定資産税、自動車税、印紙税等は必要経費に算入できるが住民税は算入できない。
3. × 個人の場合は強制償却であるため、赤字であっても減価償却処理をしなければならない。なお、法人の場合は任意計上である。なお、所得税の法定償却法は定額法である
4. ○
5. × 設問の判定の仕方は土地等・建物の譲渡(分離課税)の場合である。総合課税の譲渡所得の場合は、譲渡日までの期間で5年超・5年以下を判定する。
6. × 総合課税の譲渡所得の特別控除は50万円までである。
7. ○ 一時所得についても同様に合算前に1/2される。後述退職所得との違いを整理すること。
8. ○ 一時所得の特別控除は50万円までである。
9. × 年齢65歳以上と65歳未満の2区分があり、それぞれ収入金額により5段階構成となっています。同じ収入金額でも65歳以上の場合のほうが控除額が多くなっています。
10. × 生命保険の解約返戻金は原則一時所得となる。
ただし、一時払い養老などで一定の要件を満たすものは、金融類似商品となり源泉分離課税の対象となるものもあるので注意が必要です。

◎ポイントのポイント！

- ★ やはり、この分野は譲渡所得の総合課税に含まれるものはどれかについて、計算問題で理解を問うものが多い。特に、株式・ゴルフ会員権・生活に必要な動産などをミックスして出題されるので注意が必要。
- ★ 一時所得・雑所得についても所得の区分とその算式が理解されているかどうかを計算問題で問う形式が多い。
所得の区分を問うだけでなく、計算ロジックをしっかりと説明できるかが重要。

2-3. 分離課税

[譲渡所得(土地等・建物)]

(1) 土地、建物等の短期譲渡所得の金額 (分離短期)

- ① 譲渡損益＝譲渡収入金額－(取得費＋譲渡費用)

- ② 土地、建物等の譲渡所得の対象となるもの
 - ・ 土地もしくは土地の上に存する権利
 - ・ 建物および建物付属設備、構築物

- ③ 取得費
 - ・ 土地等・・・資産の取得にかかった支出額+(設備費+改良費)
 - ・ 建物等・・・資産の取得にかかった支出額+(設備費+改良費)－減価償却費相当額

- ④ 課税短期譲渡所得金額
課税短期譲渡所得金額＝譲渡益

※租税特別措置法の特別控除

- ・ 収用交換等の特別控除 (特別控除額5,000万円)
- ・ 居住用財産を譲渡した場合の特別控除 (特別控除額3,000万円)

⑤ 税額

課税短期譲渡所得金額×30%(住民税は9%)＝税額

国等に対する譲渡の場合 譲渡益の20%(所得税15%、住民税5%)

(2) 土地、建物等の長期譲渡所得の金額 (分離長期)

① 譲渡損益＝譲渡収入金額－(取得費＋譲渡費用)

② 課税長期譲渡所得金額

課税長期譲渡所得金額＝譲渡益

※ 租税特別措置法の特別控除

- ・ 収用交換等の特別控除 (特別控除額5,000万円)
- ・ 居住用財産を譲渡した場合の特別控除 (特別控除額3,000万円)

③ 税額

課税長期譲渡所得金額×15%(住民税は5%)＝税額

(3) 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
(平成20年12月31日まで)

① 税率

・ 特別控除後の譲渡益2,000万円以下の部分

14%(所得税10%、住民税4%)

・ 特別控除後の譲渡益2,000万円超の部分

20%(所得税15%、住民税5%)

② 軽減税率の適用除外

- イ. 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例、その他の課税の繰延べ措置。
- ロ. 収用交換等の5,000万円控除
- ハ. 特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除
- ニ. 特定住宅地造成事業等のための1,500万円控除
- ホ. 農地保全合理化等のための800万円特別控除
- ヘ. 居住用財産の3,000万円特別控除

(4) 土地・建物等の譲渡所得にかかる損益通算および繰越控除の不適用

平成16年分以後の所得税と平成17年分以後の住民税の計算から、土地・建物等の長期譲渡所得または短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地・建物等の譲渡による所得以外の所得との通算および翌期以降への繰越しが認められなくなりました。

損益通算と繰越控除が認められるのは、「特定居住用財産の買い換え」または「譲渡した場合に生じた譲渡損失」のみになります。

(5) 短期譲渡所得、長期譲渡所得の判定

資産の**取得日から譲渡した年の1月1日時点**の所有期間が5年超なら長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となる。

<参考> 居住用財産の3,000万円特別控除

- ・ 居住の用に供している家屋又は家屋と共に敷地を譲渡した場合に適用できる。
- ・ 「居住用財産の長期譲渡所得の低率課税」と併用できる。
- ・ 「住宅取得ローン控除」との併用はできない
- ・ 居住しなくなってから3年目の年末までに譲渡すれば適用可能。

[譲渡所得(株式等)]

- (1) 譲渡所得(売却益) = 譲渡収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)
※取得費について2003年1月1日から2010年12月31日までに上場株式等(2001年9月30日以前に取得したもの)を譲渡した場合、取得費を「2001年10月1日の公表最終価格の80%相当額」とすることができる。

- (2) 課税金額
株式等に係る課税譲渡所得金額 = 譲渡益

- (3) 税額
- ① 未上場株の場合・・・株式等に係る課税譲渡所得金額 × 15% (住民税は5%)
 - ② 上場株の場合・・・株式等に係る課税譲渡所得金額 × 15% (住民税は5%)

ただし以下に注意！

※1、上場株式等を2003年1月1日から2008年12月31日までの間に売却した場合・・・**所得税7%(住民税3%)**

※2、2003年1月1日から上場株式等の売却損失をその年の売却益で相殺しきれない損失は3年間繰越し、各年の株式売却益と相殺することができる。
(平成16年度改正において公募株式投資信託の受益証券の譲渡による損失も範囲に加わった。)

※3、2001年11月30日から2002年12月31までに取得した上場株式等を2005年1月1日から2007年12月31日までに証券会社を通じて売却した場合等は取得対価の合計額1,000万円まで所得税・住民税が非課税となる。

この適用を受けるには「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を譲渡の年の翌年3月15日までに税務署に提出する必要があります。

(4) ストックオプション税制

権利を行使した際の課税を非課税とし、株式売却まで課税を繰り延べる制度であるストックオプション制度は、平成14年4月1日施行の商法改正により新株予約権制度に変更され、旧制度の制約が大幅に緩和されました。
それに合わせ、税制も改正が実施されています。

① 適用対象者の範囲の拡大

対象者に発行済み株式または出資総数の50%超を保有する子会社、孫会社の取締役・従業員を追加。(商法では適用対象者の制限撤廃)

- ② 非課税限度額
権利行使価額の年間合計額が1,000万円から1,200万円に引き上げ。
- ③ 税制適格要件の追加事項、
 - ・ 行使期間が付与決議日より10年以内であること。
(商法では権利行使期限の制限撤廃)
 - ・ ストックオプションを他に譲渡できないこと。
(商法では権利の譲渡は可能となった)

注：この改正により課税繰り延べの特例を受けるためには、
付与決議から2年超10年以内に権利行使をしなければならない。

● 投資信託課税の見直し(平成16年1月1日より)

- (1) 公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額については「上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」の優遇税率を適用し、10%(所得税7%、住民税3%)となります。

平成16年1月1日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用されます。

- (2) 償還・中途解約による損失について・・・株式等に係る譲渡所得等の譲渡益との通算が可能になる。(現在は、譲渡損はなかったものとみなしている)

注意：逆に投資信託の償還益・解約差益と株式等に係る譲渡損との通算は不可。
他の投資信託の償還益・解約差益とも通算不可。

● 非上場株式の譲渡所得等に関する見直し

<相続した株式を発行会社に譲渡した場合の特例の創設>

今まで相続によって取得した非上場株式をその発行会社に譲渡した場合は譲渡対価のうち資本等を超える部分は「みなし配当」ということで配当所得として課税されていました。

※適用開始日以後は「みなし配当」ではなく、譲渡所得の収入金額として取り扱います。

【適用要件】 相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに発行会社に譲渡することが必要です。

【適用開始日】 平成16年4月1日以後の相続等により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合について適用する。

● 特定中小会社発行株式に係る課税特例(エンジェル税制)

(1) 取得時における投資促進税制の創設

- ① 特定中小企業の特定株式を払いこみにより取得した場合、一定要件の下で、その取得した年分の『株式等に係る譲渡所得金額等の金額』から、その『**特定株式等の取得に要した金額**』を控除することができる。
- ② この控除を受けた場合は、取得した特定株式の取得価額は、実際に取得に要した金額から控除した金額を引いたものとなる。

(2) 適用要件の緩和

- ① 特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の、課税特例の要件となる譲渡期間を当該上場等の日以後3年以内(現行1年以内)に延長する。

平成16年度改正においては・・・

- イ. 上場等の日以後における譲渡については「**譲渡の日**」において同日前3年超所有し、かつ上場等の日以後3年内の譲渡をした場合を特例の対象とする。

- ロ. 上場の日以前の譲渡については「**譲渡の日**」において同日前3年超所有し、かつ一定の要件を満たした特定株式の譲渡をした場合が特例の対象に追加された。

※上記イ、ロの改正は**平成16年4月1日以後**に行う特定中小会社の特定株式の譲渡について適用する。

- ② 特定中小会社の者の株式保有割合が $1/3$ から発行株式総数の $1/6$ 以上に引き下げられた。

(3) 譲渡益の圧縮特例

譲渡益の圧縮が $1/2$ から $1/4$ に改正され譲渡所得の税率が実質5%となる。

ただし、平成21年3月31日までは優遇税率で10%のため圧縮は $1/2$ となる。

※平成19年改正で平成21年3月31日まで2年延長、その後は廃止

(4) 特定中小会社の範囲の拡大

平成16年4月1日以後に払込により取得する株式から、次の会社が特定中小会社の範囲に加えられます。

- ① 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者で、投資事業組合契約にしたがって投資事業有限責任組合を通じて投資される等一定の要件を満たす株式会社
- ② 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するもので、証券業協会がその定める規則にしたがって指定をした銘柄(グリーンシート・エマージング区分)の株式を発行する等一定の要件を満たす株式会社。

[退職所得]

- (1) 退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
- (2) 退職所得の内容
退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。
- (3) 退職所得控除額
 - ① 勤続年数20年以下・・・40万円 × 勤続年数(最低80万円)
 - ② 勤続年数20年超・・・800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)
※勤続年数の1年未満の端数は切り上げ
- (4) 退職所得の課税方法
 - ① 「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合
所得税・住民税ともに上記の退職所得控除額を適用した適正税額が源泉徴収され確定申告は必要ない。
※退職所得は分離課税であるが、総合課税の税率を適用する。
 - ② 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合
提出しない場合は収入金額(退職所得控除額の控除なし)の20%が源泉徴収されるので確定申告により精算を行う必要がある。

[山林所得]

- (1) 山林所得の金額 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(50万円)
※必要経費・・・山林の植林費、育成費用、譲渡に要した費用など
※ 必要経費の特例
必要経費には、概算経費控除といわれる特例もあります。
伐採又は譲渡した年の15年前の12月31日以前から引き続き所有していた山林を伐採又は譲渡した場合は、収入金額から伐採費などの譲渡費用を差し引いた金額の50%に相当する金額に伐採費などの譲渡費用を加えた金額を必要経費とすることができるというものです
※上記概算経費率は平成18年度改正で45%⇒50%に引き上げられました。
- (2) 山林所得の内容
山林の取得以後5年を超えて譲渡した場合に限り山林所得に該当する。
(5年以内の譲渡は事業所得または雑所得になる。)
- (3) 山林所得の課税方法
山林所得は5分5乗方式により、税額が軽減されている。
税額 = [(課税山林所得 × 1/5) × 超過累進税率] × 5

【チェック問題】

1. 譲渡所得のうち、土地等・建物の譲渡は総合課税されず分離課税となる。
2. 土地等・建物の所有期間の判定は、総合課税の譲渡所得と同様に取得日から譲渡日までの期間で行う。
3. 「居住用財産の3,000万円特別控除」については「住宅借入金等特別控除との併用はできない」。
4. 上場株式等に譲渡については、申告分離課税と源泉分離課税の選択ができる。しかもこの選択は取引ごとにできるため譲渡益が多額な場合は源泉分離課税、譲渡益が少額あるいは譲渡損が生じている場合は申告分離課税とすることもできる。
5. 非上場株式等を売却したことによる譲渡益については、10%（所得税7%住民税3%）の税率が適用される。
6. 退職所得の金額は、「収入金額—退職所得控除額」で計算される。
7. 退職所得の対象となるのは、退職手当等の退職を理由として支給される全てであり、死亡退職金も含まれる。
8. 退職所得控除額は勤続20年までは40万円である。以降は70万円であり、1年未満の端数は1年に切り捨てて計算する。
9. 山林所得の青色申告特別控除は記帳要件を満たせば55万円である。
10. 次の中で「住宅ローン控除」の対象となるものはいくらか。
住宅金融公庫 3,000万円 利息2.5% 期間30年
親からの借入れ1,000万円 利息 2% 期間20年
社内ローン 1,000万円 利息1.5%ただし利子補給0.8%
11. 「退職所得の受給に関する申告書」を支払者に提出しなかった場合には、支給金額の20%が源泉徴収される。この場合退職所得控除額は適用されていないので、自分で確定申告をして税金の還付を受ける必要がある。
12. 平成21年3月31日に株式投資信託を中途解約し、収益分配金に損失が出た場合、その年の他の投資信託等を売却した際の譲渡益との通算ができるようになる。

【解答、解説】

1. ○ 土地等・建物の譲渡は分離課税。株式等の譲渡も分離課税。
2. × 資産の取得日から譲渡した年の1月1日までで所有期間の判定を行う。
5年超が長期譲渡、5年以下が短期譲渡というのは総合課税の譲渡所得と同様。
3. ○ 他に「住宅借入金等特別控除」と併用できないものは長期譲渡所得の軽減税率、
買い換え特例などがある。
4. × 源泉分離課税については平成15年3月31日までで終了している。
5. × 非上場株式等を売却したことによる譲渡益については、20%（所得税7%住民税3%）
の税率が適用される。
6. × 退職所得の金額は「(収入金額—退職所得控除額) × 1/2」で算出される。
7. × まず死後3年以内に支給が確定した死亡退職金については、相続税の課税対象
となるため所得税は課税されない。また退職金を年金形式で受取る場合には、雑所得
とされる。もちろん公的年金ではないため公的年金等控除の適用はない。
8. × 退職所得控除額の計算は1年未満の端数は切り上げ、病欠などによる休職期間も
これに含める。
9. × 山林所得の青色申告特別控除は10万円のみ。
10. 答 3,000万円のみ。
 - ・ 親からの借入れは対象外。ただし、要件を満たしていれば
 - ・ 住宅取得資金の贈与の特例は可能。
 - ・ 社内ローンも可能だが適用金利(実質負担金利)は1%以上ないと適用にならない。
11. ○ 「退職所得の受給に関する申告書」を支払者に提出した場合は、退職所得控除額
を考慮した税額が所得税・住民税ともに源泉徴収されて課税は終了する。
12. × 通算できるのは、その年の株式等の譲渡で生じた譲渡益とのみである。
但し、反対に株式等の譲渡損と株式投信の譲渡益とは通算できない。
(平成16年1月1日から適用)

◎ポイントのポイント！

- ★ この分野でかならずといっていいほど出題されるのが「住宅ローン控除」でしょう。他の特例との併用の適否・面積要件・居住要件・賦払要件・償還期間・社内ローンを申請した場合の適否などじつにさまざまな分野から出題されています。
- ★ 退職所得についてもよく出題されています。とくに勤続年数から退職所得控除額を求めるだけでなく、住民税も差し引いたところの手取り額を聞いてくる場合もありますのでただ単に、税金の計算ができればよいという段階ではなくなっています。
- ★ 土地・建物の譲渡所得については前後の問題と絡めて総合問題形式で問われます。特に減価償却の計算は資本的支出があった場合の減価償却額の算定をはじめ、何らかの形で必ず出題されていますので必ず出来るようにしてください。
- ★ 特定口座を中心とした株式に関する出題も多くなるので注意。